

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和6年2月28日

【開催日】 令和6年2月28日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時15分～午後3時53分

【出席委員】

分科会長	奥 良 秀	副分科会長	吉 永 美 子
委 員	中 岡 英 二	委 員	古 豊 和 恵
委 員	前 田 浩 司	委 員	山 田 伸 幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議 長	高 松 秀 樹	副 議 長	中 村 博 行
-----	---------	-------	---------

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三		
市 民 部 長	岩 佐 清 彦	市民部次長兼生活安全課長	石 田 恵 子
生活安全課課長補佐	平 健太郎	生活安全課防犯交通係長	岡 野 文 恵
市 民 課 長	吉 村 匡 史	市民課課長補佐	佐 藤 善 寛
市民課戸籍係長	丸 田 佳代子	市民課住民係長	西 村 真 愛
環 境 課 長	山 本 満 康	環 境 課 主 幹	湯 浅 隆
環境課主査兼環境政策係長	原 野 浩 一	環境課生活衛生係長	若 松 宗 徳
環境衛生センター所長	村 長 康 宣		
福 祉 部 長	吉 岡 忠 司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾 山 貴 子
福祉部次長兼子育て支援課長	長 井 由美子		
高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	荒 川 智 美	高齢福祉課課長補佐	竹 内 広 明
高 齢 福 祉 課 主 査	篠 原 紀 子	高齢福祉課介護保険係長	見 田 健 治
障 害 福 祉 課 長	杉 山 洋 子	障害福祉課課長補佐	松 本 啓 嗣
障害福祉課障害福祉係長	三 隅 貴 恵	障害福祉課障害支援係長	岡 手 優 子
社 会 福 祉 課 長	坂 根 良太郎	社会福祉課課長補佐	三 好 正 幸
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須 子 幸一郎	社会福祉課生活保護係長	加 藤 竜 一
子育て支援課課長補佐	野 村 豪	子育て支援課子育て支援係長	藤 田 浩 子

子育て支援課保育係長	重 村 亮太郎		
保 険 年 金 課 長	亀 崎 芳 江	保険年金課課長補佐	伊 藤 佳和子
保険年金課主査兼国保係長	鈴 木 一 史	保険年金課年金高齢医療係長	水 野 雅 弘
保険年金課保健事業係長	林 美由紀		
健 康 増 進 課 長	船 林 康 則	健康増進課技監	大 海 弘 美
健康増進課課長補佐	林 善 行	健康増進課健康管理係長	野 原 崇 史
健康増進課健康増進係長	山 本 真由実	健康増進課健康増進係長 (成人担当)	伊 藤 比呂子

【事務局出席者】

局 長	河 口 修 司	議 事 係 主 任	岡 田 靖 仁
-----	---------	-----------	---------

【審査内容】

- 1 議案第1号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について
- 2 承認第1号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第10回）に関する専決処分について

午前10時15分 開会

奥良秀分科会長 皆さん、おはようございます。ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日の審査内容は、お手元のとおりですので、御協力のほどよろしくお願いいたします。番号が前後しますが、初めに審査番号②、福祉部分について審査を行っていききたいと思います。執行部からの説明をお願いいたします。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 それでは、議案第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について、高齢福祉課分を御説明します。32、33ページをお開きください。このたびの補正は、介護保険特別会計補正予算（第3回）で御説明した補正に合わせ、歳出について、3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金において、介護保険特別会計繰出金160万円を減額するものです。高齢福祉課分は以上です。御審

査のほどよろしくお願いいたします。

杉山障害福祉課長　続きまして、32、33ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費において、予算額22億3,743万1,000円を2,696万4,000円減額し、22億1,046万7,000円とするものです。減額の費目は三つあり、いずれも決算を見込んだものです。まず、12節委託料、地域活動支援センター委託料を、予算の全額である496万4,000円減額します。地域活動支援センターは、国の補助事業である地域生活支援事業の一つで、障害者に創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、障害者と社会の交流を促進したりする日中の居場所となるものです。本市では、「山陽小野田市手をつなぐ育成会」という団体が「かに工房」という名称の地域活動支援センターを運営してきましたが、代表者の方が亡くなられ、事業継続が難しくなったことから令和5年3月末で同センターを閉鎖されました。市内には、地域活動支援センターはこの1か所のみであったため、その後は、地域活動支援センターの運営を希望する団体が出てきたときに委託できるよう予算を残しておりましたが、現時点でそのような申入れがないため、予算を減額するものです。なお、かに工房に通っていた方は最終的に8人でしたが、全ての方が就労継続支援B型の障害福祉サービス事業所に通所されており、利用されていた方の日中の居場所は確保できております。次に、19節扶助費において、特別障害者手当を200万円、福祉医療助成費を2,000万円減額します。特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にあり、在宅で生活している方に支給されるもので、20歳以上の方には特別障害者手当が、20歳未満の方には障害児福祉手当が支給されます。これは、国の負担金事業で、国が事業費の4分の3を負担します。手当は月額で決められており、3か月分をまとめて年4回支給します。今年度の最後の支給は2月であるため、決算額を見込んで、不用額を減額します。福祉医療費助成制度は、医療に要する経費のうち、医療保険の自己負担額を助成する制度です。本制

度は県と共同で実施している補助金事業ですが、山口県は、対象者に、通院は1診療科について500円、入院は2,000円の自己負担を求めています。本市ではこの自己負担について市が全額助成しており、御本人の自己負担は無料となっています。この制度の対象者は、身体障害者手帳1級から3級までを持っている方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、障害基礎年金1級を受給している方、特別児童扶養手当1級を支給されている方となっています。福祉医療助成費についても決算額を見込んで、不用額を減額します。続きまして、同じく32、33ページで、3款民生費、1項社会福祉費、9目のぞみ園整備事業費において、予算額2,886万5,000円を660万8,000円減額し、2,225万7,000円とします。いずれも、決算を見込んで不用額を減額するものです。その内訳としては、11節役務費において、手数料を34万円7,000円、12節委託料において、地質調査委託料を257万9,000円、設計委託料を358万8,000円、14節工事請負費において、工事請負費を9万4,000円それぞれ減額します。この9目の財源は、全て一般財源となります。次に、6、7ページを御覧ください。ただいま減額補正の説明を行った3款民生費、1項社会福祉費ののぞみ園整備事業において、660万円を令和6年度に繰り越しする補正を行います。その理由としましては、昨年実施した地質調査において、新のぞみ園建設地の支持地盤が深かったことから追加調査を要したこと、炭鉱跡の発見により精査が生じたことから、業務の完了が当初よりも約1か月遅れました。その結果、地質調査の結果を踏まえて設計する建築実施設計業務にも遅れが生じ、当該契約期間の終期を令和6年3月8日から令和6年4月30日に変更するため、設計委託料の契約額全額となる660万円を繰り越すものです。なお、この繰越しによる全体業務への遅れは生じさせないよう取り組み、令和6年度の事業は予定どおり進捗させてまいります。それでは、2目の歳出予算の減額補正に伴う歳入予算の減額について御説明します。14、15ページをお開きください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金におきましては、特

別障害者手当の減額に伴い、国負担分4分の3に当たる金額として、特別障害者手当等給付費を150万円減額します。次に、16、17ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金において、地域活動支援センター委託料のうち、補助対象事業費である150万円について、国補助分2分の1に当たる金額として、地域生活支援事業費を75万円減額します。続けて、18、19ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金におきまして、福祉医療助成費の県負担分2分の1に当たる金額として、福祉医療助成費1,000万円を減額し、地域活動支援センター委託料のうち補助対象事業費である150万円について、県補助額4分の1に当たる金額として、地域生活支援事業費を37万5,000円減額します。説明は以上です。

亀崎保険年金課長 続きまして保険年金課分について御説明いたします。32ページ、33ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金を665万7,000円減額するものです。内訳は、国民健康保険特別会計の一般会計繰入金で御説明いたしました国民健康保険基盤安定繰出のほか、未就学児均等割保険料、出産育児一時金及び国民健康保険負担軽減対策に関する繰出金の増減によるものです。国民健康保険特別会計繰出金の特定財源につきましては、恐れ入りますが、14ページ、15ページをお願いします。最下段の15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金の国民健康保険基盤安定費を158万4,000円減額します。18ページ、19ページをお願いします。上段の16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金の国民健康保険基盤安定費を215万8,000円減額します。また、国民健康保険負担軽減対策繰出金の特定財源として、同節2行目の国民健康保険負担軽減対策費を16万7,000円減額します。いずれも額の確定によるものです。恐れ入りますが、

32ページ、33ページを御覧ください。続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、4目後期高齢者医療費、27節繰入金1,537万5,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の一般会計繰入金で御説明いたしました事務費等繰入金の減額によるものです。保険年金課分については以上です。

奥良秀分科会長 執行部の説明が終わりました。先ほど私が言い忘れたんですが、ただいま議案第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）につきまして審査を行っております。それでは、委員の皆さんの質疑を求めたいと思います。まず、歳出から行いたいと思いますので、32ページ、33ページから質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 障害者福祉費の中の地域活動支援センター委託料が、全額減額になると。その分、予定していたものについては通所施設に受け入れられているということです。しかし、今までとは環境が大きく変わったと思うんです。その辺での変化等は聞いておられないでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 全8名が就労支援B型にサービス移行して、間もなく1年というところです。それぞれの方を対象に、相談支援事業所の相談員がついております。その方からお話を伺った限りでは、皆さん今の就労支援B型を継続されており、環境が変わったからといって問題が起きているということはありません。

中岡英二委員 かに工房が閉鎖された要因は何でしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 一昨年前に代表者が亡くなられて、後任の方がいたんですが、去年3月あたりに、もう事業の継続が難しいという申出がありまして、やめられたという経緯になります。

山田伸幸委員 かに工房が入っていた建物は、市の建物だと思うんですけど、

今はどういう管理になっていますか。

杉山障害福祉課長 かに工房が長年事業をされてきたので、中をきちんと片づけて引渡しを受けるということになっています。なかなか大きいものも中にありましたが、来週に明渡しの確認に行きまして、その後は市の普通財産として管理するようになります。

山田伸幸委員 かなり大きな建物で、いろいろ大変だと思うんです。今まで行われてきたようなサービスは、先ほど言っていた就労支援B型の作業とは随分違うと思うんですけど、どうなのでしょう。

岡手障害福祉課障害支援係長 かに工房がされていた地域活動支援センターは、障害がある方が気軽に利用でき、日中の居場所や社会参加のきっかけづくりを目的として創作活動や交流を行う施設でありました。今回かに工房が事業を廃止するに当たり、全員新たな障害福祉サービスの利用につながったこと、また、地域活動支援センターに代わるサービスとして、就労支援B型以外に生活介護や日中一時支援等のサービスがあることから、現在のところという言い方にはなりますが、地域活動支援センターがなくなったことで困っている方はおられないと認識しております。

杉山障害福祉課長 今回の御質問は、地域活動支援センターと就労支援B型の活動内容の違いについてのものだと思いますので、補足します。地域活動支援センターは、今、岡手が申しましたように、本来は日中の居場所、社会参加のきっかけづくりの場となるものです。しかし、かに工房につきましては、いろいろとサービスが変わっておりまして、福祉作業所のような作業をすることを主目的にしていました。ですので、かに工房に通われる方は確かに重度な方なので、通常の新しい体系の就労支援B型事業所等は難しいのではないかとということで、内容としては、1日の大半は作業をされていたということなので、このたびうまく移行できるかなということではありましたが、就労継続支援B型は基本作業を

するところですので、そちらに何とかうまく移行できたということで、内容自体が全く違うというものではないという状況です。

中岡英二委員 のぞみ園整備事業についてお聞きします。地質調査委託料について、調査していたら炭鉱の跡等があって遅れたという御説明がありました。それに付随して設計委託料も遅れたということなのですが、大丈夫なんですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 古洞、つまり炭鉱の穴は、地表から38メートルの深さにあることが分かりました。その結果と他のボーリングデータと照合した結果、のぞみ園の計画に影響はないと結論が出ております。

山田伸幸委員 深さが38メートルということで、大きな建物を建てるわけではないので、影響はないかと思うんです。他の立て坑などは発見されていないんですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 ボーリングは6か所に行いましたが、いずれも立て坑等は発見されておられません。

奥良秀分科会長 32ページ、33ページの歳出の部分で質疑がある方はいらっしゃいますか。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入に移りたいと思います。18、19ページですね。歳入全般で質疑がある方がいらっしゃれば、質疑をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということですので、以上をもちまして審査番号②につきましたので、審査を終わりたいと思います。ただいまより暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

（高齢福祉課、障害福祉課、保険年金課 退室）

（社会福祉課 入室）

奥良秀分科会長 それでは、休憩を解きまして審査を再開いたします。続きまして、審査番号③、福祉部分の子育て支援課部分を除いたものにつきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

坂根社会福祉課長 社会福祉課分を御説明いたします。議案第 1 号令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 11 回）について、社会福祉課関係分を説明します。予算書の 32、33 ページをお開きください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、2 2 節償還金、利子及び割引料を 256 万 2,000 円増額するものです。これは令和 4 年度生活困窮者自立支援相談支援事業費等国庫負担金、生活困窮者就労支援準備支援事業費等補助金及び新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の超過分を返還するものです。主な要因は生活困窮者住居確保給付金事業と新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の対象者が少なかったことによるものです。続きまして、36、37 ページをお開きください。3 款民生費、3 項生活保護費、2 目扶助費を 9,641 万円増額し、11 億 7,036 万円とするものです。内訳としましては、19 節扶助費を 3,000 万円増額します。23 節償還金、利子及び割引料につきましては 6,641 万円増額するものです。扶助費の増額につきましては、生活保護受給者数の減少に伴い、生活扶助費、住宅扶助費、生業扶助費、施設事務費のそれぞれ決算を見込んで減額し、医療扶助費については、生活保護利用者の高齢化に伴い、医療費が伸びており、医療費不足に対応するため増額するものです。また、償還につきましては、昨年度の生活保護事業に係る国庫負担金の超過分を返還するものです。これは昨年度の生活保護受給者数の減少により不用額が生じたものに係る国庫負担分です。次に同じく 36、37 ページになります。3 款民生費、4 項災害救助費、1 目災害救助費、12 節委託料を 189 万円減額するものです。これは計画策定委託料の決算を見込んで減額するものです。個別避難計画の作成をケアマネジャーなどに委託する

予定でしたが、避難行動要支援者名簿の見直しだけにとどまってしまい、個別避難計画の作成まで至らなかったためです。続きまして歳入について御説明します。18、19ページをお開きください。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金を196万3,000円増額するものです。これは令和4年9月18日に災害救助法が適用された令和4年台風第14号において、災害救助法第30条により救助に要した費用を繰替支弁しましたが、県から負担金が交付されるため歳入予算に計上するものです。以上が社会福祉課分の説明になります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部の説明が終わりました。これより委員の質疑を求めたいと思います。まず歳出から行いたいと思います。32ページ、33ページから委員の質疑を求めます。償還金のところです。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようなので、続きまして、36ページ、37ページの扶助費、災害救助費について質疑を求めます。

山田伸幸委員 受給者減によって国庫負担金の償還金が発生すると、6,600万円ということで、かなり額が大きいんですが、具体的にどういった事業に対する償還なのでしょう。

加藤社会福祉課生活保護係長 生活保護費は、4分の3が国庫補助になります。令和4年度予算を国に提出しまして、その4分の3の金額が、毎月の決められた時期に市に入ってくるようになっております。そして、年度が終わりましたら、扶助費のもらい過ぎていた部分の補助金を返す形になります。

山田伸幸委員 昨今、全国的に生活保護を受ける方が増えている傾向にあると思うんですが、山陽小野田市では減少傾向にあるというのは、何か要因があるのでしょうか。

加藤社会福祉課生活保護係長 本市の生活保護者数の推移を申し上げますと、平成２９年には８５０人ぐらいたんですけれども、今年度の直近の数字では６２０人程度となっております。本市の人口減が大きな要因となっているのではないかと考えております。

山田伸幸委員 大体２３０人の減ということなんです。人口が下がったから受給者数が減ったというには、かなり大きな減少だと思うんです。受付を厳しくしたり、申請そのものに対して厳しい対応をしたりしているということはないんでしょうか。

坂根社会福祉課長 相談がございましたら丁寧に聞き取り、相談者に寄り添って対応しております。厳しく言うことはございませんし、申請される場合にはすぐに申請書を渡して受け付けるようにしておりますので、特段厳しくはしておりません。

中岡英二委員 扶助費のところで、医療扶助が上がっていますね。高齢化と言われましたが、対象である６２０人の高齢化率はどれぐらいですか。

加藤社会福祉課生活保護係長 直近の数字で申し上げますと、約５４％になります。平成２９年当時は約４５％でした。約１０ポイント程度増加しております。

古豊和恵委員 災害救助費についてお尋ねします。ケアマネジャーに計画をお願いしていたというお話でしたが、個別避難計画までは至らなかったとは、どこまではできていたのですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 今年度の個別避難計画作成に当たりまして、ケアマネジャー等と契約している方については、その方に個別避難計画の策定をお願いする計画にしていたんです。しかし、そこまで至りませんでした。今年度行いましたのは、避難行動要支援者名簿、これは

個別避難計画を作成する基になる名簿ですが、この見直しを行いまして、対象者を確定させたところまで行いました。

古豊和恵委員 それでは、名簿の見直しをして、それをどのように生かしていくかなど、今年は何か考えていらっしゃるんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 今年度は、先ほど申しましたとおり、その名簿の見直しまでしかできていないところでございます。令和6年度になりましたら、早々に名簿登載されている対象者全員にアンケートを取りまして、その中で名簿情報を提供することの同意、個別避難計画作成についての同意、セルフプランでつくることが可能かどうかを把握したいと考えています。セルフプランが可能な方については、相談に乗りながら作成に結びつけたいと考えております。また、それが難しい方については、他市の手法等を参考にして、ケアマネジャーあるいは相談支援員等をお願いしてまいりたいと考えているところです。

古豊和恵委員 これはあくまでケアマネジャーや相談員を対象に進めていかれるお考えでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 この事業の中で考えておりますのは、そのとおりです。地域の実情等もそれぞれございますので、セルフプランの作成などにつきましては、民生委員にも御協力もお願いできればとは考えております。

古豊和恵委員 名簿の提供が重要になるのではないかと思いますけど、それはケアマネジャーを通して説得されるということによろしいんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 名簿情報の提供につきましては、災害対策基本法の中では、災害が発生したとき、あるいはそのおそれがあるときに、名簿に載っている方の身体、生命を守るために関係機関に情報を

提供することができることとなっています。ただし、平常時、つまり災害が起こっていない時期にこの情報を関係機関等に提供するためには本人の同意が必要ですので、そこを含めてのこのアンケートで同意を取ろうと考えているところです。

古豊和恵委員 では、災害が起きてから、支援していただける方に名簿を提出する形になるわけですね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 御本人の同意を取った後になりますが、そのとおりです。

古豊和恵委員 それで命が救えるとお考えでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 平常時の名簿の提供の意義と申しますのは、地域の方あるいはその関係機関等でその地域にこういった方がいらっしゃるということの情報提供でございます。その地域に災害が発生したとき、または発生した後に、この地域にこういう人がいるから見に行ってくれというより、平常時からそういう方がその地域にいらっしゃることを把握するほうが、より生命等を守るための一助になろうかと考えております。

山田伸幸委員 これはどういう災害が想定されているのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 基本的には自然災害等、つまり、風水害、地震などと考えております。

山田伸幸委員 今回の能登半島地震では、今まで想定していなかったことが随分あったので犠牲が広がったと言われております。特に、救出がなかなかできなくて、早く救助したら助かったであろうということも随分言われています。そういった避難しようにもできない災害に対してどのよう

に対応するかということも検討していかなくてはならないんですけど、その辺はこの中に入っているんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 個別避難計画につきましては、自分で避難できる方はそれでいいんですけども、どなたかの支援が必要な方に、災害が起こったときには、まず誰に助けを求めて、誰の手を借りて避難するなどを定めるものとしております。ですので、計画をつくったからというよりも、この計画をつくる中で、恐らくは地域の方になろうかと思いますが、どなたの支援をもらうのかを決めるものと考えております。そういう意味では対応できると考えております。

山田伸幸委員 それは非常に小規模な災害の場合としか思えないですね。今回問題になったのは、支援する側が被災者なり、特に、市職員など本来なら駆けつけなくてはならない人も含めて被災者になったときに、そういうことを言われていられるのかと感じるんです。その辺も含めて改めて検討し直す必要があるんじゃないですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 個別避難計画は、それぞれの方の避難計画でございまして、その地域にどういった方がいらっしゃるということについては、避難行動要支援者名簿というものがあり、これは既に作成しているものでございます。議員がおっしゃいました地域全員が被災者という状況の中で、この情報がどこまで活用できるのかという部分については、今後も検討してまいりたいと考えております。

前田浩司委員 要支援者名簿などいろいろな対応を取っておられることはよく分かりました。個別避難計画をいつまでにつくらないといけないのかというスケジュールはいかがでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 国は、避難行動要支援者名簿に載っている人のうち、より重要度の高い方については令和8年3月までにつくる

ように求めてきております。名簿登載者全員というのはなかなか難しいですけれども、優先度の高い方につきましては、令和8年3月末を目標として、なるべく早い時期に計画を立てていきたいと考えております。

吉永美子副分科会長 扶助費の中で医療扶助費だけが増ということで、高齢化が要因というお話がありましたが、本当に高齢化だけが要因なのか。要は、生活保護に入らざるを得ない方の中には若い方もおられると思うんです。やっぱりそういった方々は、病気があって働けないなどが現実にあるんじゃないでしょうか。そういったところはいかがですか。

坂根社会福祉課長 吉永委員が言われたとおり、若い方でも重い病気で入院すること等がございます。病気によって医療費が違いますけれども、入院することで医療費がかかっております。一番の原因は高齢化ということでございまして、今言われたような様々な方の医療、通院、入院等で数が伸びているのが実情だと思います。詳細の人数は出ていませんけど、今言われたような形で様々な受給者の方の医療費がかかっているのが実情でございます。

吉永美子副分科会長 もう1点聞きます。とにかく元気になっていただくことが大事です。病気が進行しないように、元気でいていただくように、生活保護者に対して、日頃どのような医療関係の指導をしておられるんでしょうか。

加藤社会福祉課生活保護係長 国が定めております健康管理支援事業がございまして、健康診断等も含めて通院されていらっしゃる方に対しては受診の勧奨をしております。その中で、まずは健康診断です。健康増進課が行っております無料の健康診断がございまして、そちらを受診していただくよう伝えて、まずそれを受けていただいた後に、もし何か分かれば、早期発見、早期治療という形で指導しております。

吉永美子副分科会長　日頃からそうやって指導していただいて、より重篤化しないように、元気でいていただくように、また、病気の予防のためにも大事なことだと思うんですが、きちんと受診できているかどうかはチェックされておられるのでしょうか。

加藤社会福祉課生活保護係長　健康増進課から、健康診断を受けた方のリストをもらっております。お願いしてもなかなか受診されない方もいらっしゃるので、昨年、一昨年も受けてない方につきましては、より丁寧に制度を御説明しながら、まず受けていただくようにお話ししております。

吉永美子副分科会長　頑張ってください。

奥良秀分科会長　その他、歳出のところで質疑がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、歳入、１８ページ、１９ページで質疑がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、子育て支援課を除いた審査番号③、福祉部分につきましての審査を終わります。暫時休憩します。

午前１１時５分　休憩

（社会福祉課　退室）

（健康増進課　入室）

午前１１時１０分　再開

奥良秀分科会長　それでは、暫時休憩を解きまして審査を再開いたします。続きまして、審査番号④福祉部分の審査を行っていききたいと思います。執行部の説明を求めます。

船林健康増進課長　それでは、健康増進課分の補正予算について御説明します。補正予算書の３６、３７ページをお開きください。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、１２節委託料３０８万９、０００円の

減額につきましては、妊婦健康診査に係る委託料の減額です。昨年度の妊娠届出数が少なかったことにより、今年度、特に中期以降の妊婦健康診査対象者が当初見込みより減少したため、実績を見込んで減額するものです。続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金のうち、病院事業負担金と病院事業補助金は病院事業会計への繰入れに伴うものです。病院事業負担金411万2,000円の増額につきましては、入院単価の上昇による救急医療負担金及び地域連携室など人件費の増額に伴う保健衛生行政負担金の増額を踏まえ、今年度の必要額を見込んだものです。また、病院事業補助金519万4,000円の減額は、主に院内保育所運営経費や医師の勤務環境改善経費の実績を踏まえ、今年度の必要額を見込んだものです。なお、これらの補正はいずれも地方公営企業法に基づく基準内繰り出しの補正となります。続いて、同じく18節負担金、補助及び交付金のうち、小児救急事業負担金149万7,000円の減額につきましては、現在、小児科救急医療を宇部市と広域対応しており、その事業費の負担金となります。内容は宇部市休日・夜間救急診療所における小児救急に係る令和4年度決算に伴う運営費確定による減額となります。続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、22節償還金、利子及び割引料の償還金49万2,000円の増額は、令和4年度母子保健衛生費国庫補助金に係る償還金で、国の補助事業の実績による過年度精算に伴うものです。続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料の予防接種委託料6,217万8,000円の減額は、予防接種費用について決算を見込んで減額するものです。減額の主な要因は、子宮頸がんワクチンの接種率が伸びなかったこと、風しんの予防接種が伸びなかったこと、また昨年度の妊娠届出数の減少に伴い、今年度の出生数が見込みよりも減少したことによるものです。続いて、同じく12節委託料の抗体検査委託料168万1,000円の減額は、風しんの抗体検査に係る委託料について決算を見込んで減額するものです。風しん対策事業は当初令和元年度から令和3年度までの事業でしたが、令和4年度から3年間延長され、令和4年度以降は未接種の方に勧奨していま

す。抗体検査未検査者の約１０％の受検を見込んでいましたが、抗体検査実施率とそれに伴う予防接種率が伸びない状況であったため、決算を見込んで減額補正するものです。なお、この事業に伴う特定財源として、補正予算書の１６、１７ページをお開きください。１５款国庫支出金、２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等補助金８４万円の減額が、風しん抗体検査に伴う特定財源の減額となります。続いて、補正予算書の３６、３７ページにお戻りください。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費、１８節負担金、補助及び交付金の予防接種健康被害医療費・医療手当等交付金８５万４，０００円の増額のうち、２万円の増額につきましては、ポリオ生ワクチン健康被害給付金に係るものであり、医療手当及び障害者手当の単価が増額したことなどによる補正です。また、この事業に伴う特定財源として、１８、１９ページをお開きください。１６款県支出金、１項県負担金、２目衛生費県負担金、１節保健衛生費県負担金の予防接種事故対策負担金１万５，０００円の増額は、ポリオ生ワクチン健康被害給付事業に伴う特定財源の増額となります。続いて、補正予算書の３６、３７ページにお戻りください。同じく、予防接種健康被害医療費・医療手当等交付金８５万４，０００円のうち８３万４，０００円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付金として計上しております。この事業は、新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより健康被害が発生し、国から認定が下りた方に対して給付金を給付する事業になります。このたび、令和５年度に認定が下りた１人の方に対して医療費及び医療手当を給付することとなるため、その費用を計上しております。なお、これに関しては特例臨時接種による健康被害の救済となり、全額国庫補助となります。また、この事業に伴う特定財源については予算書の１４、１５ページをお開きください。１５款国庫支出金、１項国庫負担金、２目衛生費国庫負担金、１節保健衛生費国庫負担金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金として８３万４，０００円の増額を計上しております。続いて、補正予算書の３８、３９ページをお開きください。４款衛生費、１項保健衛生費、

2 目予防費、2 2 節償還金、利子及び割引料の償還金 1 万 5, 0 0 0 円のうち、1, 0 0 0 円の増額は、ポリオ生ワクチン健康被害給付事業に伴う償還金で、令和 4 年度実績による精算に伴うものです。また、1 万 5, 0 0 0 円のうち 1 万 4, 0 0 0 円は、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費に伴う償還金で、令和 4 年度実績による精算に伴うものです。続いて、4 款衛生費、1 項保健衛生費、7 目新型コロナウイルス対策費の 1 1 節役務費 4 4 1 万 9, 0 0 0 円の減額と 1 2 節委託料 1 億 5 3 6 9 万 8, 0 0 0 円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の決算を見込んだ減額となります。このうち役務費の手数料 4 1 6 万円の減額は、国民健康保健連合会に支払う手数料を実績に応じて減額するものです。また、役務費の保険料 2 5 万 9, 0 0 0 円の減額は、集団接種を実施しなかったことに伴う皆減となります。次に、委託料につきましては、予防接種委託料 1 億 2 8 8 万 8, 0 0 0 円の減額は、当初の見込みよりも新型コロナワクチンの接種率が伸びなかったため、実績の見込みを踏まえて減額するものです。コールセンター業務委託料 4, 3 0 0 万円の減額は、ワクチン接種者数の減少に伴って回線数を減少したことに伴う減額となっております。集団接種業務委託料 7 8 1 万円の減額は、集団接種を実施しなかったことに伴う皆減となっております。予算書 1 4、1 5 ページをお開きください。なお、この事業の特定財源として、1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費 1 億 2 8 8 万 8, 0 0 0 円の減額、また、1 6、1 7 ページ、1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 5, 5 2 2 万 9, 0 0 0 円をそれぞれ減額しております。続きまして、補正予算書の 3 8、3 9 ページにお戻りください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、7 目新型コロナウイルス対策費、2 2 目償還金、利子及び割引料の償還金 8, 0 0 0 円の増額は、令和 4 年度における新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助の実績報告に伴う償還金となっております。続いて、繰越明許費の補正について御説明いたします。補正予算書の 7

ページをお開きください。第2表繰越明許費補正の4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、824万8,000円の繰越明許費を設定するものです。これは新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るもので、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が令和6年3月31日で終了することに伴い、令和6年4月以降に接種費用等の支払いや備品の処分など残務整理が発生することが予想されるため、所要の予算を繰り越すものであります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部の説明が終わりました。まず、歳出について質疑を求めたいと思います。36ページ、37ページから始めさせていただきたいと思います。委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 予防接種をどの程度見込んで、どの程度に終わりそうということが、もし分かっていたらお答えください。

山本健康増進課健康増進係長 全ての予防接種についてお答えするのは難しいんですけども、例えば、子宮頸がんワクチンで言いますと、定期の予防接種については、当初800人分を見込んでおりましたが、実績見込みとしては424人となっております。また、そのほか生まれてすぐ打つような予防接種に関しては、今年度の当初予算では380人程度を見込んでおりましたが、最終的には300人程度になる予定ですので、その分を減額させていただくということになります。

山田伸幸委員 子宮頸がんワクチンは、有効性とともに関係性もあつたということなんですけれど、これを受けましょうという市民への勧奨については、何か学校等にまとめて働きかけとかされたんでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 はい。定期接種のほうに関しましては、小学生については、中学校の入学説明会でのチラシ配布及び説明ということと

中学生につきましては、夏休みに入る前にチラシの配布を全学年に行っております。また高校1年生に関しましては、定期接種の最終年度となりますので、個別通知で封書のほうを送らせていただいております。またキャッチアップ接種につきましても、全ての方に個別通知で勧奨させていただいたということです。

山田伸幸委員 予定が800人で、実績が424人というのは、これはまああの数字なのか、それとも物足らないのか、どのように考えておられますか。

山本健康増進課健康増進係長 見込みよりも半分強になっておりますし、接種率を見ても、もっと上げていくべきだと思っております。

古豊和恵委員 先ほどの子宮頸がんについてなんですけれども、子宮頸がんというのは、対象人数は大体何人ぐらいで、何人ぐらいが予防接種を受けたか分かりますか。

山本健康増進課健康増進係長 対象者については、定期接種は各学年200人から300人程度、キャッチアップ接種は2,000人程度になります。実績見込みとしては、定期接種は424人、キャッチアップ接種は656人となっております。

古豊和恵委員 大体何パーセントの人が予防接種を受けたことになるんでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 こちらも暫定的な見込みになりますが、定期接種は約12%、キャッチアップ接種は約11%になる見込みです。

古豊和恵委員 目安として何年後には何パーセントにしたいという目標はあるんでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 キャッチアップ接種は、来年度で終了する予防接種となっておりますので、来年度までの目標として約6割を目指しております。また、定期接種に関しましては、明確に何パーセントということ掲げているわけではございませんが、積極的勧奨を控える前は約5割の方が打たれていたもので、少なくともその辺りは目指していきたいと思っております。

古豊和恵委員 現在12%で、それを来年度には60%まで持っていきたいというのは可能なのでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 現時点では非常に困難な数字だと思っております。

古豊和恵委員 それでは、困難ということが分かっていて、今からどのように広報活動をされるのでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 今年度も含めまして、少しでも接種率が上がるように、考え得る勧奨を私たちなりにしてきたつもりではあります。ですので、先ほどチラシの配布等も御説明いたしましたが、それ以外にも、SNSはもちろんですし、また、医療機関でのポスター掲示とか企業等への情報提供とか、これはがん教育ですけれども、大学や高校での出前講座とかに合わせてワクチンのことも情報提供させていただいたり、また今年度成人式で皆様にチラシを配布させていただきました。また、これは本市でやっていることではありませんが、接種率の伸び悩みが全国的な課題となっておりますので、国が、テレビでかなり周知しているところではあります。

山田伸幸委員 出前講座をされたということなんですけれど、何校ぐらいでされたのでしょうか。

大海健康増進課技監 出前講座の御質問ですが、令和４年度は２校で、大学が１校、高校が１校でした。令和５年度は３校で、大学が１校、そして、高校が１校、そして中学校が１校になっております。

山田伸幸委員 子宮頸がんというのは、なかなか難しいがんで、実は私の家族もそれで亡くなっているんです。やっぱりワクチンが有効だということを若い人達が知ったら、もっと接種が広がるんじゃないかと思います。そういった意味で、ここを減額して、「はい、そうですか」とはいかない。もっと広く普及できるような出前講座を積極的にされたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、市から働きかけをしているんでしょうか。それとも、学校から来てくださいということになっているんでしょうか。

大海健康増進課技監 両方の働きかけをしております。学校からの要望もありますし、市からも、がん予防の出前講座があるということは周知させていただいております。

中岡英二委員 ちょっと教えていただきたいんですが、保健衛生費の委託料が減っている原因は、妊婦が減っているということで、これはすごく深刻な問題だと思うんです。今、何人の対象者を予定されていて、何人ぐらいの妊婦が検査を受けられたのか、お聞きします。

山本健康増進課健康増進係長 今年度の妊娠届出数で申しますと、届出数は３４０人を見込みまして、実績としても同数を見込んでおります。

中岡英二委員 ３４０人というのは、減少傾向ですか、増加傾向ですか。

山本健康増進課健康増進係長 少しずつですが減少しております。

中岡英二委員 対策といっても難しいですね。現状は分かりました。

吉永美子副分科会長 子宮頸がんワクチンのキャッチアップ事業について、御答弁では11%程度の方しか受けていないと。これは令和6年度までしか実施されないということで、60%の目標を掲げているが、大変厳しいと言っておられました。市としても、女性が子宮頸がんで亡くなることのないようにしていきたいという思いを強く持つておられると思うんです。ウイルスによって子宮頸がんになるということで、ワクチンを打つことによって予防ができるということを考えると、本当に進めていただきたいと思います。ワクチンの接種率について、県内他市の状況を把握しておられますか。

山本健康増進課健康増進係長 こちらの接種率については、特にキャッチアップ接種の母数がはっきりしないということで、現状ではまだ出ておりません。

吉永美子副分科会長 すごく悩んでおられると思うんですが、どのようにしたら接種率が上がるのか、いろいろな工夫をしないといけないんです。このワクチンを打つことが自分の体を守ることになるということを一人一人に染み込ませていくしかないと思うんです。接種率が高いところの手法をつかむのは不可能なんですか。

山本健康増進課健康増進係長 接種率が上がらないことが全国的な課題であるということが厚生労働省から出ております。ですので、どこの市を参考にするというのは厳しいものがあると思っています。先般、厚生労働省が全国的に調査して、接種したくないという方に理由を聞いたところ、やはり「ワクチンの安全性に不安がある」、「接種を判断するのに十分な情報がない」、「周りの友人とか友人の娘とかも接種していない」などが少しネックになっているようだという調査が出ております。全般的にやはり情報が行き届いていない、認識していただけていないというところ

ころになると思いますので、繰り返しにはなるんですけど、しっかりと周知して情報をお届けしていきたいと思っております。

山田伸幸委員　やはり保護者が鍵になると思うんですね。本人たちに出前講座で話をするときには、必ず保護者も含めてされないと、これは広がらないと思うんですよ。やはり一時期の接種に対するマイナスの報道もありましたし、その内容が衝撃的なこともありましたので、保護者がきちんと理解して、最近はこうなっているということをきちんとお知らせした上で接種につなげていくことが必要だと思うんです。そういった努力はされていないんでしょうか。

大海健康増進課技監　出前講座の対象は生徒が中心になります。チラシを配布することで、生徒を通じて保護者に見ていただくという形で、内容がしっかり伝わるように、今後も引き続き努力をしてみたいと思います。それから、やはり令和6年度が最終年度ということをしっかりPRして、その期間を過ぎると自費になってしまうということも併せて周知を図っていききたいと思います。

古豊和恵委員　7ページに戻るんですけど、よろしいでしょうか。

奥良秀分科会長　待ってください。今は歳出の質疑をしておりますので、36、37ページの中でお願いしたいと思います。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、38ページ、39ページに移りたいと思います。

山田伸幸委員　コールセンター業務委託料、集団接種委託料がそれぞれ減額になっています。私自身も油断があって予防接種を怠っていたんですが、接種の受診券が送られてきても、やはり5類になったということで、危機感が薄れ、接種が広がらなくなっているんじゃないかと思わざるを得ません。最近はワクチンを打っていてもかかってしまうんですが、それ

は完全にワクチンの効果が切れているからだと思うんです。今の患者の発生状況からすると、もっと力を入れておくべき課題ではなかったかと思うんですけど、いかがでしょうか。

野原健康増進課健康管理係長 議員からお話があったとおり、最近は新型コロナウイルスの患者も少し増加傾向にありました。ワクチンの有効性に関しては、国からはリーフレットでの周知があり、もちろん市からもホームページなどで周知させていただいているところではあります。また、個別で相談があったときにも、やはり有効性を丁寧に説明させていただいて、ワクチン接種を勧めているところではございました。

吉永美子副分科会長 先ほど集団接種をしなかったという報告があったと思うんですが、間違いはないですね。（うなづく者あり）これはなぜされなかったんですか。

野原健康増進課健康管理係長 集団接種につきましては、令和4年度以前に実施しておりました。ただ、集団接種は短期間での接種という形になりまして、令和5年度については、国がそれを推奨しておりませんでした。令和6年度からは定期接種に向けて、基本的には各医療機関で接種という形になりますので、総合的に勘案して集団接種の実施を取りやめたところでございます。

吉永美子副分科会長 以前、厚狭複合施設には集団接種される方が結構来られたんじゃないかと思うんです。私も集団接種でさせていただきました。待たなくていいので、大変ありがたいと思っていました。集団接種を受けた方の割合は高かったのではないですか。

野原健康増進課健康管理係長 集団接種は複数の箇所で行っておりました。令和5年度は集団接種をしておりません。実際、市民の方からも集団接種をしないのかという問合せがあります。その際には、各クリニックでは個

別に予約という形になるんですけど、コールセンターやウェブで予約をして接種という形になりますので、市民の方にそこまで待っていただくなくてよいスケジュール管理ができたのではないかという形で認識しております。

吉永美子副分科会長 集団接種をやめたことによって、新型コロナウイルスワクチンを打たれる方の率が下がったという実態があるのではないですか。

野原健康増進課健康管理係長 先ほどと重複いたしますけれど、市民から集団接種はないのかというお声を聞きます。それについては経緯を説明させていただいて、個別の予約をしてくださいと御案内させていただいております。ただ、集団接種がなくなったから接種率が下がったという実態は認識していないですし、県内でもそういった話は聞いておりません。

吉永美子副分科会長 予防接種委託料は下がっていますが、接種される方の人数が減ったということではないということではないのでしょうか。集団接種がなくなったことによって、これまで集団接種されていた方が個別接種には行かなかったから、接種率が下がったという実態はないということではよろしいんですか。

野原健康増進課健康管理係長 そのように認識しております。

奥良秀分科会長 38ページ、39ページについて、ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）では、歳出を終わりまして、歳入に移りたいと思います。まず、16ページ、17ページのほうから質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、18ページ、19ページから質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）14ページ、15ページも特にないでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、7ページについて質疑はありますか。

古豊和恵委員 7 ページ、4 款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、8 2 4 万 8, 0 0 0 円というかなり大きな金額が載っています。その内訳を教えてください。

野原健康増進課健康管理係長 8 2 4 万 8, 0 0 0 円の内訳は、予算費目で言いますと、手数料が 3 8 万 9, 0 0 0 円、廃棄物処理委託料が 7 5 万円、予防接種委託料が 7 1 0 万 9, 0 0 0 円という形になっております。

古豊和恵委員 予防接種委託料の約 7 0 0 万円は残務を処理するに当たって必要な金額になるんですか。

野原健康増進課健康管理係長 こちらの委託料につきましては、国民健康保険団体連合会を通じて支払いしていただいております。そちらの支払いの関係で、3 月分はどうしても出納閉鎖期間に間に合いません。その分を見越して、このたび 7 1 0 万 9, 0 0 0 円を計上させていただいております。

奥良秀分科会長 そのほか委員から質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑なしということで、審査番号④については終了したいと思います。それでは暫時休憩させていただきます。

午前 1 1 時 5 0 分 休憩

（健康増進課 退室）

（生活安全課、市民課、環境課 入室）

午後 2 時 4 0 分 再開

奥良秀分科会長 皆さんお疲れさまです。暫時休憩を解きまして、民生福祉分科会を再開いたします。続きまして、審査番号①、市民部分について、執行部からの説明を求めたいと思います。

石田市民部次長兼生活安全課長 令和５年度山陽小野田市一般会計補正予算

（第１１回）について、生活安全課から説明します。予算書２６ページ、２７ページをお開きください。歳出より御説明します。２款総務費、１項総務管理費、１３目空き家対策費について、１８節負担金、補助金及び交付金から老朽危険空家等除却促進補助金を１５０万円減額するものです。この事業は、倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家等の除却を行う所有者等に対して、補助対象費の３分の１、上限を５０万円として除却費用の一部を補助する制度であり、令和５年度の当初予算として５００万円計上してスタートいたしました。が、例年よりも申請希望の問合せが多数あったことから、１２月補正で４４６万９、０００円の増額しておりました。しかしながら、補助金交付の対象とならなかったケースが４件あり、予算額に不執行が生じることから、精査して減額するものです。次に、この空き家対策費１５０万円の減額に伴う財源内訳について御説明いたします。予算書１６ページ、１７ページをお開きください。１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金の１節総務管理費国庫補助金について、社会資本整備総合交付金より８０万６、０００円減額し、残りの６９万４、０００円は一般財源より減額しております。次に、予算書２８ページ、２９ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、２０目自治会活動推進費、１８節負担金、補助及び交付金について、防犯外灯設置補助金を１６０万円、防犯カメラ設置補助金を１９０万円減額するものです。まず、防犯外灯設置補助金についてですが、当初予算として４００万円計上しておりましたが、今年度の申請状況及び交付額等を精査し、予算の不執行額として、１６０万円減額するものです。続いて、防犯カメラ設置補助金についてですが、当初予算として２００万円計上しておりましたが、今年度の申請状況及び交付額等を精査して、予算の不執行額として１９０万円減額するものです。次に、この防犯外灯設置補助金１６０万円、防犯カメラ設置補助金１９０万円の歳出に伴う財源内訳について御説明します。予算書２０ページ、２１ページをお開きください。１９款繰入金、１項基金繰入金、１０目ふるさと支援基金繰入金、１節ふるさと支援基金繰入金よ

り、防犯外灯設置補助金の減額分160万円、防犯カメラ設置補助金の減額分190万円の合計350万円を減額するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

吉村市民課長 市民課に係る補正について説明させていただきます。補正予算書30、31ページをお開きください。上から3番目の枠になります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料のシステム改修委託料として1,050万5,000円を増額するものです。このたびの補正は、令和5年12月に補正しました住民票の振り仮名を戸籍の附票に記載するためのシステム改修委託料の国の仕様が変更されたことによるものです。住民票に記載されています氏名だけでなく、旧氏及び旧氏の振り仮名も戸籍の記載事項に追加することになりましたので、システム改修委託料を増額するものです。市民課の参考資料1ページを御覧ください。左側に住民票、右側に戸籍の附票の様式を掲載しています。国の仕様書の変更は、住民票の氏名だけでなく氏名の下にある旧氏にも振り仮名を付け、戸籍の附票に掲載することになったことによるものです。旧氏の掲載方法等については、国からまだ示されていませんが、仕様の変更に対応するためにシステム改修を行うためのものです。歳入につきましては16、17ページをお開きください。上から2番目の枠になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費450万2,000円を充当します。事業費の残り600万3,000円は一般財源になります。繰越明許費補正についてです。予算書の7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業2,300万8,000円について御説明いたします。これは、氏名の振り仮名法制化による事業のシステム改修委託料について繰越明許費を設定するものです。参考資料2ページを御覧ください。氏名の振り仮名法制化が、国の令和5年度の補助予算に計上されたことから、12月と3月に補正予算を計上しましたが、令和5年度中に事業の完了が見込めない

ことから予算全額を繰り越すものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

山本環境課長 議案第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）の環境課分について説明します。補正予算書36ページ、37ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金のうち、水道事業負担金7万2,000円の増額は、水道事業会計へ支出する児童手当負担金について、水道局職員の児童手当支給人数が当初の予定から変更となったことによるものです。次に38ページ、39ページをお開きください。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節委託料の焼却灰運送委託料400万円の減額、焼却灰処理委託料400万円の減額は、リサイクルを目的とした焼却灰のセメント原料化事業に伴う運送料及び処理料の決算見込みによるものです。続きまして、17節備品購入費、機械器具費554万8,000円の減額は、パッカー車1台の購入に伴う入札減によるものです。続きまして、同じページの4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、10節需用費、光熱水費1,500万円の減額は、小野田浄化センターの電気料金について、当初予算で見込んでいた使用料単価の上昇が生じなかったことによるものです。次に歳入の補正について説明します。22ページ、23ページをお開きください。22款市債、1項市債、3目 衛生債、1節清掃債の清掃運搬施設整備事業債410万円の減額は、パッカー車購入の入札減に伴うものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長委員 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めますが、歳出の26ページ、27ページから質疑していただきたいと思います。

山田伸幸委員 前回補正を出したばかりで、すぐにそれを減額するということがなんですけど、先ほどの説明では、空き家を除却する申請が相当ある

中で対象外となったものがあると。対象外となった理由は、こういったことが挙げられるんでしょうか。

平生活安全課課長補佐 対象外となった理由は、補助するための要件として、不良度判定が100点以上であるというものがあるんですけども、現地調査の結果、それが100点未満であったものが3件あり、また、市内業者が除却を行うことという要件があるんですけども、市内業者ではなくて、市外業者に除却をお願いしたために対象外となったものが1件ございました。

山田伸幸委員 今の説明からすると、申請前から対象外であったということなんでしょうか。

平生活安全課課長補佐 市外業者にお願いした分については、解体したいというお話を頂いておりましたので、その金額は大体これぐらいであろうということで予算を補正しました。補正予算が可決されましたという御連絡をしたんですけども、その後の連絡が全然ないので確認したところ、申請せずに御自分で市外業者に発注して、既に解体されていました。

山田伸幸委員 それは危険過ぎてすぐにでも除却しなくてはいけないような家だったんですか。

平生活安全課課長補佐 現地調査を行えば、恐らく不良度判定は100点以上つくであろうという空き家でございました。

中岡英二委員 この事業は、4月1日から12月15日までの募集と決まっていますが、減額補正されるのなら、期間をもう少し伸ばしてもよかったんじゃないかと感じているんですが、どうでしょうか。

平生活安全課課長補佐 国から補助金を頂いている関係上、12月中には補助

金額を確定させる必要がございますので、12月15日までということで募集しております。

奥良秀分科会長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）28ページ、29ページに移りたいと思います。

山田伸幸委員 防犯外灯に係る補助金が400万円のうち160万円、そして防犯カメラに係る補助金が200万円のうち190万円が不執行ということです。特に防犯カメラ関係は10万円しか使われなかったということになるんですけど、なぜそうなったんでしょうか。

岡野生活安全課防犯交通係長 防犯カメラの設置補助金の申請件数についてですが、今年度は現在ゼロ件となっております。問合せ等はあったものの、なかなか申請まではこぎ着けていないところがあります。残り期間も短くなってまいりましたが、1件分の予算は、予備といいますか、申請が出たときのために確保している状況です。

山田伸幸委員 これは要件が厳しくて、申請する前から諦めたと思わざるを得ないんですけど、そういう状況ではないですか。

石田市民部次長兼生活安全課長 防犯カメラは、設置することで犯罪の抑止ができるとか、犯罪が発生した場合の早期解決の手段になるとかのメリットもございますが、一方でプライバシーの問題も含んでおりますので、なかなか自治会の中での合意形成が難しいと聞いております。ただ、市で補助金を出すに当たりまして、その辺の要件につきましては、裁判例等もございまして、今後も要件を守って申請をしていただきたいと考えております。

山田伸幸委員 私の自治会の事例ですが、設置していいかアンケートを取ったら、対象世帯が大体50世帯ぐらいなんですけど、そのうち2世帯の方に

反対されて諦めました。やはり安全を取るか、プライバシーを取るかとなると、結局、もう補助金なしで設置してしまおうと。補助金を申請したら、非常に高いもの買わないといけないんですよ。記録のこととか、いろいろな操作のこととかがあって、簡易な録画だけできるカメラであれば、二、三万円であるわけですよ。その辺の要件があまりにも厳しすぎる。いざ申請しようと思っても、補助金要綱を見ると、管理の仕方も含めて、とてもじゃないけど手に負えない。これはよその自治体でもそういう厳しい要件が課せられているんでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 防犯カメラ設置補助金の要件ですが、他市で同様の補助金を出しているところとその内容と比較したところ、それほど遜色はないと思っております。県外の事例になりますが、町内会が市の補助を受けて設置した防犯カメラについて、プライバシー侵害を訴える一部の住民がいらっしゃって、その意向を受けて防犯カメラを撤去したという事例もございますので、その辺はやはり慎重にならざるを得ない部分もあろうかと思えます。

山田伸幸委員 防犯外灯に関してもかなりの不用額が出ているんですけど、これはかなり浸透してきたと判断していいんでしょうか。

石田市民部次長兼生活安全課長 防犯外灯ですが、平成30年度のLED化率が64.5%になっておりまして、今年度1月末の段階で81.5%のLED化率となっております。この間に17%の伸びがございますので、この補助金を使つてのLED化はある程度進んでいるものと思っております。

吉永美子副分科会長 防犯カメラの補助金についてお聞きしたいんですが、今言われたプライバシーの問題など、いろいろな課題があることは理解しているつもりです。議会報告会の際に、基準が厳しくて現状では設置できないという声が出ているので、市民から基準の改善を求める声が届

いているかどうかを確認します。また、届いていれば、どのように対応されているのかお聞かせください。

石田市民部次長兼生活安全課長 防犯カメラの設置については、例年一定数の相談を頂いております。令和4年度であれば、14自治会から御相談がありました。令和5年度については、13自治会から御相談があります。委員がおっしゃられたような、要件が厳しくてなかなか自治会内で合意形成が図れないというお声は、きちんと聞いております。今後、20件という目標値を定めながら、今年度においても現在ゼロ件というような状態のまま続けていくのかどうか、その辺りは調査研究が必要と思っております。防犯カメラ機能がついた自動販売機もあると聞いておりますので、そういった別の形での安心安全なまちづくりに使えるツールがなかなど、引き続き研究してまいりたいと思います。

奥良秀分科会長 その他の質疑がなければ、続いて30、31ページ、戸籍住民基本台帳費について、質疑を求めます。

吉永美子副分科会長 システム改修委託料についてお聞きします。1,000万円強の増額補正ということで、国から求められての仕様変更ということですが、委託料の金額については精査をされているかをお聞きします。

吉村市民課長 内容については、ベンダー、つまりシステムを管理されている方と仕様を基に協議し、精査しております。

吉永美子副分科会長 重ねて聞きますが、要は、ベンダー側から出された金額が妥当であるという認識で、他市と比べても遜色ないということでしょうか。

吉村市民課長 前回も御説明させていただいていますが、他市とは契約状況が違うので、すぐに見比べるわけにはいきません。内部については精査

して、適正なものであるということを認識しております。

奥良秀分科会長 ほかに質疑はよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）
36ページ、37ページのほうに移ります。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きます。38ページ、39ページのほうに移ります。質疑はありますか。

山田伸幸委員 先ほどの説明では、パッカー車1台に係る入札減があったということですが、予定価格と落札額は幾らなのか、教えてください。

村長環境衛生センター所長 申し訳ございません。予定価格の資料は、今持ち合わせておりません。落札金額は830万6,583円です。当初予算で取っていたものが1,385万5,000円ですが、これは予算要求するために何社かに見積りを取ったものの平均額です。

古豊和恵委員 需用費の光熱費のマイナス1,500万円については、必要がなくなったということですが、なぜ必要なくなったのかを教えてください。

村長環境衛生センター所長 必要なくなったというと語弊がありますが、令和4年度に比べて使用料単価がかなり上昇するものと見込んで予算要求しておりました。ところが、思っていたほど単価の上昇がありませんでしたので、その分不用となったという意味合いでございます。

奥良秀分科会長 その他委員の質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）今度は歳入に移りたいと思います。まず生活安全課分、16ページ、17ページについて、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、20ページ、21ページの19款、1項、10目ふるさと支援基金の減額について何か質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）16ページ、17ページの15款、2項、2目について、市民課分で質疑はあり

ますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に２２、２３ページですね。衛生費のマイナス部分についてはいかがですか。（「なし」と呼ぶ者あり）最後に７ページ、繰越明許費補正の戸籍情報システム改修事業についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上をもちまして審査番号①を終了いたします。職員の入替えを行いますので、暫時休憩します。

午後３時５分 休憩

（生活安全課、市民課、環境課 退室）

（子育て支援課 入室）

午後３時１５分 再開

奥良秀分科会長 皆さんお疲れさまです。暫時休憩を解きまして、民生福祉分科会を再開いたします。ただいまより審査番号③の子育て支援課分について、執行部より説明を求めたいと思います。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それでは、令和５年度山陽小野田市一般会計補正予算（第１１回）について、子育て支援課分を御説明いたします。歳出から御説明いたしますので、一般会計補正予算書の３４、３５ページをお開きください。３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費は４１２万９，０００円減額し、４億４２２万９，０００円とするものです。全て決算を見込んだ減額です。１２節委託料１０３万４，０００円の減額は、旧小野田児童館解体設計委託料の入札減によるものです。１７節備品購入費１１９万５，０００円の減額はなるみ園のエアコンを更新した際の入札減によるものです。１８節負担金、補助及び交付金１９０万円の減額は、入学祝給付金事業の決算を見込み不用額を減額するものです。これに伴う特定財源の補正について御説明します。２０、２１ページをお開きください。１９款繰入金、１項基金繰入金、１０目ふるさと支援基金繰入金、１目ふるさと支援基金繰入金６５３万３，００

0 円の減額のうち、入学祝金給付事業に伴うものとして 1 9 0 万円の減額を計上しております。2 2、2 3 ページをお開きください。2 2 款市債、1 項市債、2 目民生債、1 節児童福祉債のうち旧小野田児童館除却事業債 8 0 万円の減額を計上しております。歳出に戻りますので 3 4、3 5 ページをお開きください。2 目児童措置費は 9, 3 6 4 万 9, 0 0 0 円減額し、3 1 億 7, 3 7 1 万 3, 0 0 0 円とするものです。これは、国の補助割合が変更されたことによるもの及び各事業費の決算を見込んだものです。内訳を御説明いたします。1 2 節委託料 5, 0 0 0 万円の減額は私立保育所運営費の決算を見込み不用額を減額するものです。1 8 節負担金、補助及び交付金 2, 4 4 3 万 3, 0 0 0 円の減額のうち、2 0 3 万 5, 0 0 0 円は増額です。このうち、地域型保育事業運営費負担金 2 0 0 万円は決算を見込み不足する額の増額、3 万 5, 0 0 0 円は私立保育所等 I C T 化推進事業費補助金の補助割合が変更されたことによる増額です。残る 2, 6 4 6 万 8, 0 0 0 円は決算を見込み不用額を減額するもので、施設等利用給付費負担金は 1, 8 0 0 万円の減額、私立幼稚園運営費負担金は 5 0 0 万円の減額、保育所副食費等物価高騰対策支援事業費補助金は 3 4 6 万 8, 0 0 0 円の減額です。1 9 節扶助費 1, 9 3 0 万円の減額のうち 3, 2 7 0 万円は増額です。このうち、ひとり親家庭医療助成費 7 0 0 万円増額、子ども医療助成費 1, 7 7 0 万円増額及び乳幼児医療助成費市単分 8 0 0 万円増額については、今年度の実績から決算を見込んだところ助成費用が不足するためです。残る 5, 2 0 0 万円は決算を見込み不用額を減額するもので、市単事業分を除いた乳幼児医療助成費は 4 0 0 万円の減額、児童手当は 4, 0 0 0 万円の減額、児童扶養手当は 8 0 0 万円の減額です。2 2 節償還金、利子及び割引料 8 万 4, 0 0 0 円の増額は令和 3 年度児童手当事業費の精算による国庫返還分です。これらに伴う特定財源の補正について御説明します。1 4、1 5 ページをお開きください。1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、2 節児童福祉費国庫負担金のうち、児童扶養手当給付費 2 6 6 万 7, 0 0 0 円減額、児童手当 3, 2 0 1 万 5, 0 0 0 円減額、子どものための教育・保育給付交付金 2, 7 1 0 万 7, 0 0 0 円減額、子育

てのための施設等利用給付交付金 900 万円減額、16、17 ページをお開きください。15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 405 万 8,000 円のうち 37 万 7,000 円の減額、2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費国庫補助金、保育対策総合支援事業費 7 万円の増額、18、19 ページをお開きください、16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、2 節児童福祉費県負担金、児童手当 399 万 3,000 円減額、子どものための教育・保育給付交付金 1,332 万 3,000 円減額、子育てのための施設等利用給付交付金 450 万円減額、16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、2 節児童福祉費県補助金、乳幼児医療助成費 145 万円減額、ひとり親家庭医療助成費 309 万円増額、保育所副食費等物価高騰対策支援事業費補助金 309 万 1,000 円減額を計上しております。歳出に戻りますので、34、35 ページをお開きください。3 目ひとり親福祉費は 300 万円減額し、1,773 万 8,000 円とするものです。内訳は 18 節負担金、補助及び交付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進・修了支援給付金の決算を見込み不用額を減額するものです。この補正に伴う特定財源の補正を御説明いたします。16、17 ページをお開きください。15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業費 225 万円減額を計上しております。歳出に戻りますので、34、35 ページをお開きください。4 目保育所費は 1,229 万 1,000 円減額し、4 億 6,627 万 8,000 円とするものです。内訳は、12 節委託料で小野田地区公立保育所整備事業に係る地質調査委託料 309 万 1,000 円の減額は入札減及び調査内容の変更によるもの、設計委託料 920 万円の減額は実施設計業務に係る前払金の請求がないことによるものです。この補正に伴う特定財源の補正を御説明いたします。22、23 ページをお開きください。22 款市債、1 項市債、2 目民生債、1 節児童福祉債のうち保育所施設整備事業債 980 万円の減額を計上しています。歳出に戻りますので、34、35 ページをお開きください。6 目児童クラブ費は 25

4万円を減額し、1億7,515万6,000円とするものです。内訳は、17節備品購入費、庁用器具費3万円の増額は、市内の法人から子育て支援に役立ててほしいとの趣旨で御寄附を頂きましたので、児童の健全育成に資するために室内遊具を購入し、埴生児童クラブで活用するものです。機械器具費257万円の減額は、今年度3箇所の児童クラブにおいてエアコンを更新した際の入札減によるものです。この補正に伴う特定財源の補正を御説明いたします。20、21ページをお開きください。

18款寄附金、1項寄附金、4目民生費寄附金、1節民生費寄附金3万円を計上しております。歳出に戻りますので36、37ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節扶助費170万円の減額です。これは未熟児養育医療費の決算を見込み不用額を減額するものです。この補正に伴う特定財源の補正を御説明いたします。14、15ページをお開きください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費国庫負担金、未熟児養育医療負担金85万円の減額を計上しております。歳入のみの費目から御説明しますので、一般会計補正予算書の20、21ページをお開きください。21款諸収入、4項雑入、3目雑入、3節民生費雑入、災害見舞金10万円は令和5年6月、7月の大雨により被災したねたろう保育園に対する災害見舞金です。10万円の内訳は、全国保育協議会災害見舞金として7万円、山口県保育協会災害見舞金として3万円です。同じく21款、4項、4目過年度収入、1節過年度収入、児童手当国庫負担金8万3,000円は令和3年度児童手当事業の精算によるものです。最後に繰越明許費補正について御説明をいたします。7ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、小野田地区保育所整備事業2,075万2,000円について繰越明許費を設定するものです。これは、小野田地区保育所整備事業の工事請負費にかかるものです。水路・造成工事において受注製作となるコンクリート製品が、災害等の影響により納品までに多くの日数を要するため繰越明許費の補正を行うものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を求めたいと思いますが、最初に歳出から始めたいと思います。34ページ、35ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費から質疑を求めます。

中岡英二委員 18節の入学祝給付金の対象者は何人ですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 対象者とは、今年度の対象者ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）今年度につきましては、小学校入学対象者が451名、中学校入学対象者が531名となっております。

奥良秀分科会長 設計委託料の減について詳しく教えてください。

野村子育て支援課課長補佐 このたびの入札減は、旧小野田児童館の解体の設計に関するものであり、入札の結果、減額が生じたということとなっております。

奥良秀分科会長 次に2目の質疑に移りたいと思います。

山田伸幸委員 委託料500万円の減額について、保育所運営費ですから建設費ではないわけで、その割に不用額が500万円とはどういうことでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらは5,000万円の減額になっているのですが、大きな減額の主な原因は、1人当たりの単価が特に高いゼロ歳児の入所人数が、当初見込んでいたよりも少なかったことが影響しております。

吉永美子副分科会長 金額的には大きくないのですが、保育所等ICT化推進事業費補助金について、補助割合の変更という御説明があったと思うん

です。どのように変更になったんですか。

野村子育て支援課課長補佐 この補助金の補助割合ですが、当初は、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1でございました。ところが、国において補助割合の改正が行われまして、ICT機能のうち、園児の登降園管理に関する機能の導入費用に係る補助割合について、国が5分の3、市が5分の1、事業者が5分の1と、国の割合が増える形となりました。これに伴いまして、国の負担が7万円の増額となりまして、市と事業者の負担がそれぞれ3万5,000円ほど減額となりましたので、予算上は、歳出については差額の3万5,000円分を増額して、歳入については国の負担分の7万円を増額しております。

古豊和恵委員 18節負担金、補助及び交付金のひとり親家庭高等職業訓練促進・修了給付金は、何名の方が受講されて、何名の方が修了されたのか、分かりますか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらにつきましては、当初予算におきまして新規4名を含む10名分を見込んでいたのですが、実際に支給しましたのは新規1名を含む6名となりましたので、その分を減額しております。

古豊和恵委員 高等職業訓練とはどのぐらいの期間ですか。

野村子育て支援課課長補佐 それぞれ取得したいものによって期間は変わってくるのですが、最長で4年となっております。

古豊和恵委員 では、4年間ずっと毎月幾らかが支給されるという形なんですか。

野村子育て支援課課長補佐 おっしゃられるとおりですが、支給額につきましては、その方が課税されているかどうかとか、免許を取得する最終学年

であるかどうかとかによって変わってきます。

古豊和恵委員 市から毎月支給されていると。例えば、4年間の予定でしたが、2年間で終了した時点でやめるときはどうなるんですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 毎月支給しておりますが、その際に学校から在籍証明書、つまり何日通いましたという証明書を出していただいております。それによって修学を続けられているかどうかを確認しておりますので、やめてしまわれたという情報が市に届かずに払い続けるということはありません。

古豊和恵委員 2年間でやめてしまった場合でも2年間分はきちんと出るわけですね。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 修学されていた期間についてはお支払いをしておりますし、途中でやめられたからといって返還はございません。

奥良秀分科会長 3目の質疑がなければ4目に移ります。

中岡英二委員 4目保育所費、12節委託料が減額補正されています。地質調査委託料と設計委託料について、調査内容に変更があったためという説明があったんですが、どのような変更があったんですか。

野村子育て支援課課長補佐 変更がありましたのは地質調査のほうです。調査の途中でボーリングをするのですが、その結果に基づきまして、ボーリングの掘り進む数量の変更や、それに基づく土質の試験の業務数量の変更などがありますので、変更契約を結んでおります。

中岡英二委員 どのようなことがあって変更されたんですか。

野村子育て支援課課長補佐　ボーリングを掘り進めていくときに、当初、この土質は、何メートルから何メートルまでが、砂岩であろうとか泥岩であろうとか、そういったことに基づいて設計してボーリング調査を進めていくんですが、実際に掘り進めていくと、泥岩だと思っていたところが実は砂岩であったなど、そういった事情の変更によるものです。

中岡英二委員　建設に支障はないんですか。

野村子育て支援課課長補佐　ボーリング調査の結果について御報告させていただくと、幸いなことに古洞は見つかりませんでした。また、支持地盤となるところは、思っていたよりも浅いところ、大体10メートルぐらいのところで見つかりましたので、その結果に基づいて実施設計を進めております。きちんと設計をして事業を進めていきたいと考えております。

奥良秀分科会長　この保育所とはどこですか。

野村子育て支援課課長補佐　新しく建設を予定しております日の出保育園になります。

奥良秀分科会長　4目の質疑がなければ、次は5目児童クラブ費の質疑に移りたいと思います。

古豊和恵委員　日の出保育園もやはり設計の段階でいろいろ今から風水害、自然災害などを考えたときに、もう少し設計を変えようかということもあり得る中で……

奥良秀分科会長　古豊委員、今回は地質調査のところです。

野村子育て支援課課長補佐　このたびの設計委託料の減額につきまして、この設計委託料は、令和5年度当初予算と債務負担行為を設定して2か年に

わたって行うということを予定しておりました。予算の立て方としましては、令和5年度につきましては入札を行って、こういった委託料につきましては、業者の選択によるのですが、業者は市に対して委託料の30%ほどの前払いを求めることができますので、その30%の前払いを行うために、令和5年度の予算を30%分ほど立てておりました。債務負担行為の中では、令和6年度に支払いを行うことがあれば100%支払うという形で予算を立てておりました。このたび入札して、決定した事業者と契約したときに、事業者は前払いを求めず、成果が全て上がってから一括での支払いを求められましたので、このたびは、その前払いとして用意していた予算を全額減額するというものとなっております。

前田浩司委員　ボーリング調査について、のぞみ園の件でも報告がありました。ボーリング調査をお願いできる場所は何社ぐらいあるんですか。

野村子育て支援課課長補佐　ボーリング調査につきましては、このたび7社を指名しまして、その中で入札を行っております。

前田浩司委員　のぞみ園の件で報告を受けたところと一緒ですか。

野村子育て支援課課長補佐　のぞみ園のことは分かりかねます。

中岡英二委員　設計段階で、ねたろう保育園のことではありませんが、過去に水害による水没があったのかなどを考慮して設計されているのかをお聞きします。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　その辺りも含めて、現在、委託事業者と協議中でございます。

奥良秀分科会長　36ページ、37ページ、扶助費のほうで何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）歳入のほうに移ります。14ページ、15ペ

ージから始まる歳入全体で質疑を求めます。

古豊和恵委員 15 ページ、児童福祉費国庫負担金について、7,000 万円のマイナスの理由を教えてください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 まず、児童扶養手当給付費 266 万 7,000 円の減額につきましては、34、35 ページの 3 款、2 項、2 目児童措置費、19 節扶助費の児童扶養手当 800 万円減額に伴う減額でございます。それから、児童手当 3,201 万 5,000 円の減額につきましては、児童扶養手当と同じ節の児童手当 4,000 万円の減額に伴うものです。それから、子どものための教育保育給付交付金 2,701 万 7,000 円の減額は、同じく児童措置費の委託料の保育所運営費（私立分）5,000 万円の減額に伴うものと、18 節負担金、補助及び交付金の私立幼稚園運営費負担金に伴うものと、地域型保育事業運営費負担金 200 万円の増額に伴うものです。それから、子育てのための施設等利用給付交付金は、同じく 18 節施設等利用給付費負担金 1,800 万円の減額に伴うものです。

奥良秀分科会長 先ほど歳出で説明があったものに係る交付金のマイナスだと思います。その他、歳入の質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、最後に繰越明許費補正の小野田地区保育所整備事業について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上をもちまして、審査番号③の審査を終わります。暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 分 休憩

（子育て支援課 退室）

（社会福祉課 入室）

午後 3 時 15 分 再開

奥良秀分科会長　それでは、休憩を解きまして民生福祉分科会を再開いたします。続きまして、審査番号⑤、承認第１号令和５年度山陽小野田市一般会計補正予算（第１０回）に関する専決処分につきまして、執行部より説明を頂きたいと思います。

坂根社会福祉課長　それでは、承認第１号令和５年度山陽小野田市一般会計補正予算（第１０回）に関する専決処分について御説明します。配付している資料を御覧ください。令和５年１１月２日に閣議決定により、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援が行えるよう、また、低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、定額減税やほかの給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行えることが盛り込まれ、令和５年１２月１４日に与党税制改正大綱が取りまとめられるとともに、同月２２日に国の令和５年度一般会計予備費の使用が閣議決定されました。資料５ページの給付類型の②から⑤が該当します。本来であれば議会で御審議いただくべきところではございますが、１２月２２日の予備費の使用の閣議決定が１２月定例会終了後であり、予算の提出が会期中にできなかったこと、また、この給付金においては、国から令和６年２月から３月を目途に早期開始ができるようにと指示されており、対象者の抽出、対象者へ発送する文書の印刷及び封入・封緘に係る作業期間等を踏まえ、可及的速やかに予算措置を行うために地方自治法第１７９条第１項の規定により令和６年１月１９日付けで専決処分させていただきました。つきましては、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。今回の支援給付金の対象者は、住民税均等割のみ課税世帯への給付については、基準日である令和５年１２月１日において本市に住民登録があり、令和５年度における個人住民税均等割非課税世

帯以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給します。また、低所得者の子育て世帯への加算についても基準日は同様で、令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給します。支給方法は、支給対象と思われる世帯に対しては、課税情報から対象世帯を抽出し、案内チラシと確認書を送付し、返送された確認書により指定された銀行口座へ振込を行います。こども加算分についても同様ですが、物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金7万円受給済み世帯で対象となる世帯については、受取口座が分かっておりますので、支給通知書を送付し、振込を行います。専決後の状況ですが、対象世帯の抽出等に係るシステムの導入や発送用封筒に係る契約を締結後、対象世帯を抽出し、確認書等を送付する準備を始めたところです。案内文書の発送は3月中頃を予定しています。振込につきましては、返送された確認書を確認して、早ければ4月初旬には振込を開始できるのではないかと考えております。支援金の周知に関する広報につきましては、3月1日にホームページにアップし、また、3月1日号の市広報紙に掲載し、及び支所等にチラシを配布します。またSNSにも掲載予定としています。それでは補正予算書6、7ページをお開きください。中段の歳出から御説明します。3款民生費、1項社会福祉費、10目物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費、2億7,822万6,000円を増額するものです。内訳として、3節職員手当等74万2,000円は、事務を行う職員の時間外勤務手当です。10節需用費62万4,000円は、申請書等の作成のための消耗品及び事業を周知するための印刷製本費です。11節役務費186万円は、支給や振込通知書の郵送料及び給付金を対象者の口座に振り込むための振込手数料です。12節委託料1,000万円は、システム開発委託料です。18節負担金、補助及び交付金2億6,500万円は、対象者を均等割りのみ世帯が2,000世帯、こども加算については18歳以下の児童を1,300人と見込んだ支援給付金です。続きまして、これに伴う特定財源を御

説明します。同じく 6、7 ページの上段を御覧ください。15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 2 億 7, 822 万 6, 000 円を増額します。内訳は、補助割合が 10 分の 10 ですので、歳出と同額を計上しています。引き続いて、補正予算書 3 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費の補正です。3 款民生費、物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業 2 億 6 92 万 6, 000 円、物価高騰対策子育て世帯支援給付金給付事業 7, 130 万円のそれぞれの総事業費の合計 2 億 7, 822 万 6, 000 円を上限に翌年度へ繰越しを行います。これは支給が 4 月以降の予定であり、今年度内に業務が完了できないためです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。6 ページ、7 ページの歳入歳出両方の質疑を求めます。

山田伸幸委員 時間がない中でやられるということで、職員は大変だと思うんです。先ほどの説明を聞くと、作成や印刷も市が行うということでしょうか。委託ではないんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 給付金事業はこれまでも繰り返し行ってまいりましたが、今回は対象世帯が均等割のみの世帯、非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の中で子供がいる世帯ということで、件数的にはこれまでに比べても少なくなっておりますので、今回につきましては、市で封筒を作成し、印刷等も自前で行いまして、封入・封緘も行う予定としております。

山田伸幸委員 年度末にそれをやって、年度始めに振り込まないといけないわけですね。異動と重なってただでさえ煩雑な事務が、超超煩雑になるんじゃないかと思うんですが、手は足りませんか。どうですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでも給付金事業を行ってまいりました。そうした中で、市の職員で継続して対応していきたいと考えております。

中岡英二委員 先ほど対応する件数が少ないと言われましたが、どれぐらいの件数があるんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 予算上、均等割のみ課税世帯につきましては2,000世帯、子供加算のほうは1,000世帯、児童数を1,300人と見込んでおります。

奥良秀分科会長 資料に載っています。

中岡英二委員 案内のチラシを配布して、4月上旬に給付するということですが、チラシはいつ頃までに出されるんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 先ほど、課長が説明の中で申しましたが、3月中旬頃を予定しております。

前田浩司委員 基準日の件でお伺いします。国が決められたとはいうものの、なぜ令和5年12月1日と決定したのか。もしお分かりならば教えてください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 国が示したものと言ってしまえばそれまでですが、まず令和5年度に非課税世帯に対する3万円の給付金事業については6月1日を基準日として行われました。その後、定額減税と合わせて低所得者支援及び定額減税に関する閣議決定が行われまして、その中で、非課税世帯には7万円を追加して計10万円を給付すると決定されました。そこまでが国の補正予算での対応で、資料に載せております低所得者支援及び定額補足給付金の制度概要の2番から5番についま

しては、国の予備費を使用することが決定されたところです。2番につきましては、減税も非課税世帯の給付もどちらも受けられないところに対応することになっておりますので、非課税世帯の7万円給付と同じ基準日である12月1日となっております。子供加算は、それぞれの給付金の加算となりますので、必然的に同じ基準日となります。

山田伸幸委員 問題は抽出です。課税情報からということですが、これは漏れなくできますか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでの非課税世帯への給付金と同様に、市が持っております住民票の情報と課税情報を抽出した上で対象者を抽出することとしております。適正に課税等が行われていると思いますので、適切に対象者が抽出できると考えております。

吉永美子副分科会長 12節委託料のシステム開発委託料について、1,000万円の根拠をお願いします。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 予算書上、二つの事業が一つ枠になっております。ですので、均等割のシステム、子供加算のシステムの二つについて500万円ずつを計上しております。これまでの給付金事業と同様に、予算を積立てた段階ではまだシステムの費用がまだはっきりしておりませんでしたので、過去に行った同種の事業で、一番金額が高かったものを参考として計上しております。実際にはもう少し下がることになります。

吉永美子副分科会長 どういう理由で下がる可能性があるんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 下がる可能性と申しますか、既に契約しておりますので、金額はもう確定しております。1件につき249万1,500円となりますので、その金額掛ける2の額をこの予算から支払う

こととなっております。システムの内容等につきましては、仕様等から開発されたもので、業者から見積りが提出されますので、その金額で契約するということになります。

吉永美子副分科会長 その金額については、市としてきちんと精査された上での最終決定になっているということによろしいですね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 先般の非課税世帯への給付金のときの内容と全く同じにはなるんですけども、このシステムは本市の住民票に係るシステム、あるいは課税情報に係るシステムから情報を抽出して、そのデータを使用する関係上、現在の市の基幹システムを運用している会社に委託するという事で随意契約を行っております。そのため、その会社に仕様を示して見積書を作成して、提供していただくという中で、金額については適切だと判断した上で契約しております。

吉永美子副分科会長 どういう基準で適切だと判断されているんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでにも給付金システムを提供していただいておりますので、そういったものと金額を比較して、今回の給付金事業につきましては、その内容が過去に行った非課税世帯への給付金事業と大きく差がないものであり、大体同じレベルの金額になっておりますので、契約しております。

山田伸幸委員 給付がちょうど年度末です。引っ越し等が重なったときには、給付はどうなるんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 あくまで基準日時点に住民票があった自治体が給付することになります。仮に転出を繰り返す方がいらっしゃいまして、市が調査した上でお送りするようになります。

吉永美子副分科会長 例外的に対象となる児童がいるということですが、この点についても漏れなく対象として吸い上げていただくということによってよろしいですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 例外的といいますのは、国が示している内容ですけれども、基準日以降に生まれた児童、新生児、別居で看護している児童、例えば高校で寮に入っているとか住民票は別だけど看護しているとかという方は市において自動で抽出できませんので、そういった方には申請を求めることになります。ただし、新生児につきましては出生届等が出たとき、あるいは児童手当等の手続をされるときに御案内できればと考えております。

吉永美子副分科会長 いつも申し上げるけど、もらうべき人がもらえないということがないようにしていただきたいです。今後こういう事業ありますという広報は、どのように徹底していかれるのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 現在予定しておりますのは、先ほど課長が申しましたとおり、3月1日号の広報紙、ホームページ、SNSを予定しております。また、新生児に関しましては、子育て支援課や市民課等とも連携しながら、出生の手続を取られた際等に情報提供できるように考えていきたいと思っております。

吉永美子副分科会長 SNSとは、市の公式LINEなども目いっぱい活用されるということですね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 そのとおりです。

奥良秀分科会長 その他委員の質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）繰越明許費補正について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということですので、審査を終了したいと思います。以上をもちまし

て、審査番号⑤、承認第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算
(第10回)に関する専決処分についての審査を終了します。以上をもちまして、民生福祉分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時53分 散会

令和6年(2024年)2月28日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀